

新潟南蛮エビロゴマーク利用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、南蛮エビブランド化推進協議会（以下、協議会という。）の新潟南蛮エビロゴマーク（以下、ロゴマークという。）の利用について、必要な事項を定めるものです。

(目的)

第2条 ロゴマークの利用は、原則として新潟県産南蛮エビに対する消費者の信頼を高め、その普及と拡大を図りながら地場産業の振興と発展に寄与することを目的とします。

(ロゴマークに関する権限)

第3条 ロゴマークは、佐渡漁業協同組合、姫津漁業協同組合、上越漁業協同組合および新潟漁業協同組合が保有する新潟南蛮エビの商標と一体であり、一切の権限は保有団体が構成員である協議会に属します。

(利用方法)

第4条 ロゴマークの用途は以下のとおりです。ただし、制作に係る費用は利用者の負担となります。

- (1) 商品（通常の店頭販売並びにイベントでの販売）
- (2) リーフレット、パンフレット、ポスター等の印刷物
- (3) 立て看板、のぼり旗、横断幕等のPRグッズ
- (4) ホームページ
- (5) 全各号に掲げるもののほか、協議会が特に認めるもの

(利用対象者)

第5条 ロゴマークを利用できる者は、次の各号に掲げる者に限ります。

- (1) 協議会の構成団体が利用するとき
- (2) 報道機関が報道または広報の目的で利用するとき
- (3) その他、協議会が認めたとき

(利用期間)

第6条 ロゴマークを利用できる期間は、承諾の日から1年間とします。なお、継続して利用をしたい場合は、利用申込書を再提出してください。

(利用料)

第7条 ロゴマークの利用に係る料金は徴収しません。

(利用申請及び承諾)

第8条 ロゴマークの利用を希望するときは、利用基準（別紙2）に基づき、新潟南蛮工ビロゴマーク利用申込書（様式1）に必要事項を記入のうえ、協議会長に申請し利用承諾を受けてください。

2 協議会長は1の申請内容を審査し、適當と認められるときは利用承諾します（様式2）。

3 利用承諾に際し、協議会長は必要に応じて条件を付けることがあります。

(利用上の条件)

第9条 ロゴマークの利用に当たり、次の各号のとおり条件を定めます。

- (1) ロゴマークのデザイン、色、縦横との比率は、（別紙1）のとおりとし、みだりに改変して使用することはできません。ただし、印刷物のデザイン上、単色印刷を選択しても差し支えありません。
- (2) ロゴマークの利用は標準的な商標利用の慣行に照らして行うものとし、ロゴマークの機能を損なったり権利の喪失を招くことのないように努めてください。
- (3) ロゴマークの無断での営利目的の使用は認めません。
- (4) ロゴマークの特定の個人、政党、宗教団体の支援活動等への使用は認めません。
- (5) ロゴマークの利用に関する権利の第三者への譲渡、担保提供若しくは転貸又は代理使用は認めません。

(利用承諾の取消等)

第10条 協議会長は、利用承諾を受けた者（以下「利用者」という。）がこの要領に違反した場合は、利用承諾の取消及び是正のための措置を取ります。

(利用者の義務)

第11条 利用者は、第三者が著作権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに協議会へ通知してください。

2 利用者は、利用期間終了後直近の協議会総会もしくは協議会長から要請がある場合、ロゴマークの利用実態の報告を行ってください。

(苦情等への対応)

第12条 利用者は、ロゴマークの利用に起因した苦情等が生じた場合は、協議会と協力して対処してください。ただし、その費用は利用者の負担とします。

(損失補償等の責任)

第13条 協議会はロゴマークの利用に起因する損失補償等について、一切の責任を負いません。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの利用について必要な事項について
は別に定めます。

2 本利用規約は、協議会により事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がありま
す。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

【別紙1】

南蛮エビロゴのデザイン



カラー印刷用（縦7：横8）



单色印刷用（縦7：横8）

南蛮エビロゴマーク利用基準

○共通

- ・南蛮エビのブランド化に協力し、県産南蛮エビを積極的に利用、販売、PRする意欲があること
- ・産地（漁協名、漁港名、船名など）が消費者に分かりやすく表示されていること
- ・協議会ホームページ等で紹介されるのに承諾すること
- ・食品衛生法及び関連法令を遵守していること



(使用例)

○生鮮物またはそれらの商品

- ・新潟県内の漁港で水揚げされたもの、もしくは、それらの商品

○加工品

- ・県産南蛮エビ（冷凍品を含む）を主な^{※1}原材料として使用しているもの
(※1：使用しているエビ類の概ね8割以上)

○店舗

- ・年間^{※2}を通じて県産南蛮エビを提供する店舗
(※2：概ね8ヶ月以上)

※なお、加工品や店舗の申請の際には、県産南蛮エビを利用している証明（年間の月別取扱量や取引先など）を提出することとする

【様式1】

新潟南蛮エビロゴマーク利用申込書

平成 年 月 日

南蛮エビブランド化推進協議会長 様

申込者[利用予定者] (所在地)

(名 称)

(代表者)

印

新潟南蛮エビロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の利用に当たり、「新潟南蛮エビロゴマーク利用取扱要領」を承認の上、下記のとおり利用を申込みします。

記

1 ロゴマークの利用内容と制作予定数（該当箇所にチェック☑する）

利用内容	予定数
<input type="checkbox"/> リーフレット、パンフレット	
<input type="checkbox"/> ポスター	
<input type="checkbox"/> ホームページ	
<input type="checkbox"/> 飲食店舗用メニュー	
<input type="checkbox"/> 船名札	
<input type="checkbox"/> 商品（ ）	
<input type="checkbox"/> その他（ ）	
（ ）	
（ ）	

2 利用目的

利用目的	
利用期間	
その他（対象地域等）	

3 問い合せ先

部署名		
ご担当者名		
電話番号		FAX
Eメール		

【様式2】

新潟南蛮エビロゴマーク利用承諾書

平成 年 月 日

(申込者 [利用予定者]) 様

南蛮エビブランド化推進協議会長

平成 年 月 日付けの新潟南蛮エビロゴマーク利用申込について、承諾します。
なお、利用に際しては利用取扱要領を遵守してください。

記

1 利用目的

2 利用承諾期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3 許諾番号

N E -